堺教育旅行支援助成金教育機関交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、堺教育旅行支援助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定める。

（目的）

第２条　教育旅行のため堺市内を周遊する団体に対し、堺市内の体験学習プログラムの利用に係る費用の一部の助成を行うことにより、堺市への誘客及び市内周遊の促進を図ることを目的とする。

（助成対象者）

第３条　堺観光コンベンション協会（以下「本協会」という。）は、次の各号の対象者に対し、予算の範囲内で体験学習プログラムに係る費用の一部を助成する。

(1) 学校教育法(昭和２２年法律第２６号)に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校。

(2) その他本協会が対象と認める者。

（交付要件）

第４条　助成金の対象要件は、次の各号の全てを満たすものとする。

(1) 学校行事として行われる日帰りの校外学習等の教育旅行であること。

(2) 堺市内にて実施される体験学習プログラム（必須プログラム・代替プログラム）を利用すること。

(3) 宗教活動、政治活動を目的としたものではないこと。

(4) 申請の対象となる教育旅行について、国又は堺市、他の地方公共団体その他の公的機関から助成金等の交付を受けていないこと。

(5) 堺市が実施する子ども気球体験事業を活用していないこと。

（助成額）

第５条　助成する金額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 必須プログラム（ガス気球搭乗体験）を利用する場合　１人当たり１，０００円（教育旅行１件当たり上限額を１０万円とする。）

(2) 必須プログラムが運休等により利用できなかった場合において、代替プログラム（茶の湯、伝統文化の体験学習や施設見学、レクリエーション）を利用する場合　代替プログラムに係る費用の１／２（１人当たり上限１，０００円、教育旅行１件当たり上限額を１０万円とする。）

(3) 助成金の額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（交付申請）

第６条　助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を旅行出発日の１０日前までに本協会に提出しなければならない。なお、電子メールへのファイル添付による提出も可能とする。

(1) 堺教育旅行支援助成金交付申請書（様式１－１、様式１－２）

(2) 第４条の交付要件を満たしていることが分かる旅行行程表

(3) その他本協会が必要と認める書類

２　助成金の申請書受付通知は、提出された堺教育旅行支援助成金交付申請書に受付印を押印したものの写しを申請者に送付することにより行うものとする。

３　助成金の交付申請は、先着順とし、予算上限に達し次第、受付を終了する。

（交付申請の取下げ）

第７条　前条第２項の通知を受けた申請者は、交付申請を取り下げる場合、速やかに第６条第２項の受付印が押印された堺教育旅行支援助成金交付申請書の写しに取下げの旨とその理由を記載し、提出しなければならない。

（実績報告及び助成金の請求）

第８条　申請者は、次に掲げる書類を旅行の最終日から起算して３０日以内に本協会に提出すること。なお、期限までに提出されない場合は、助成金の申請を取り下げたものとみなす。

(1) 堺教育旅行支援助成金 実施報告書兼請求書（様式２）

(2) 最終行程表

(3) 体験学習プログラム利用人数と料金が明示された、支払いを証明するもの（請求書又は領収書等の写し）

(4) 申請者アンケート用紙

(5) その他本協会が必要と認める書類

（助成金の交付）

第９条　本協会は、前条の規定による実績報告及び助成金の請求が適当と認められるときは、堺教育旅行支援助成金額決定通知書（様式３）により申請者に通知し、助成金を交付するものとする。

（交付の取消）

第１０条　本協会は、助成金の交付決定後において、申請内容又は報告内容に虚偽が認められるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（報告、検査及び指示）

第１１条　本協会は、助成事業を適正に実施させるため必要があると認めるときは、申請者に対し必要な報告を求め、又は職員に命じて書類若しくは助成事業の遂行状況を検査させ、その他必要な指示をすることができる。

（委任）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、本協会が定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

（施行前の準備行為）

２　この要綱の施行日以後の助成金の交付に係る申請に関し必要な手続その他の行為については、この要綱の施行前においても、この要綱の例により行うことができる。

（この要綱の失効）

３　この要綱は、令和１２年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第８条に規定する実績報告及び助成金の請求に係る事案については、同日後もその効力を有する。